

2025 年 4 月

# 東北学院大学学位規程

# 東北学院大学学位規程

## (趣旨)

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条及び学位規則（昭和28年文部省令第9号）の規定に基づき、東北学院大学（以下「本学」という。）が授与する学位については、本学学則及び本学大学院学則に定めるほか、この規程の定めるところによる。

## (学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学部を卒業した者には、次の各号に掲げるいずれかの学位を授与するものとし、学位には専攻分野を付記する。

- |                       |          |
|-----------------------|----------|
| (1) 文学部英文学科           | 学士（文学）   |
| (2) 文学部総合人文学科         | 学士（文学）   |
| (3) 文学部歴史学科           | 学士（文学）   |
| (4) 文学部教育学科           | 学士（教育学）  |
| (5) 経済学部経済学科          | 学士（経済学）  |
| (6) 経営学部経営学科          | 学士（経営学）  |
| (7) 法学部法律学科           | 学士（法学）   |
| (8) 工学部機械知能工学科        | 学士（工学）   |
| (9) 工学部電気電子工学科        | 学士（工学）   |
| (10) 工学部環境建設工学科       | 学士（工学）   |
| (11) 地域総合学部地域コミュニティ学科 | 学士（地域学）  |
| (12) 地域総合学部政策デザイン学科   | 学士（政策学）  |
| (13) 情報学部データサイエンス学科   | 学士（情報学）  |
| (14) 人間科学部心理行動科学科     | 学士（人間科学） |
| (15) 国際学部国際教養学科       | 学士（国際学）  |

3 博士課程の前期2年の課程（以下「前期課程」という。）又は修士課程を修了した者には、次の各号に掲げるいずれかの学位を授与するものとし、学位には、専攻分野を付記する。

- |              |                     |
|--------------|---------------------|
| (1) 文学研究科    | 修士（文学）              |
| (2) 経済学研究科   | 修士（経済学又は経済データサイエンス） |
| (3) 経営学研究科   | 修士（経営学）             |
| (4) 法学研究科    | 修士（法学）              |
| (5) 工学研究科    | 修士（工学）              |
| (6) 人間情報学研究科 | 修士（学術）              |

4 博士課程の後期3年の課程（以下「後期課程」という。）を修了した者には、次の各号に掲げるいずれかの学位を授与するものとし、学位には専攻分野を付記する。

- |              |         |
|--------------|---------|
| (1) 文学研究科    | 博士（文学）  |
| (2) 経済学研究科   | 博士（経済学） |
| (3) 法学研究科    | 博士（法学）  |
| (4) 工学研究科    | 博士（工学）  |
| (5) 人間情報学研究科 | 博士（学術）  |

### （学士の学位授与の要件）

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

### （修士の学位授与の要件）

第4条 修士の学位は、前期課程又は修士課程修了の認定を得た者に授与する。

### （博士の学位授与の要件）

第5条 博士の学位は、博士課程修了の認定を得た者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された場合は、これを授与することができる。

### （課程による者の学位論文の提出）

第6条 後期課程に在学する者が博士の学位を受けようとするときは、別記様式による論文審査願に博士論文、論文要旨、論文目録及び履歴書を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 前項による者の学位論文は、論文題目及び研究内容を届出期限までに指導教授に届け出て、あらかじめその承認を受け、論文提出期限までに研究科長に提出するものとする。

3 前項の論文題目の届出期限及び論文の提出期限に遅れたときは、その学位論文は受理しない。

4 研究科長は、第1項の学位論文を受理したときは、学位を授与できる者か否かについて、研究科委員会の審査に付さなければならない。

### （課程を経ない者の学位授与の申請）

第7条 第5条第2項の規定により学位の授与を申請する者は、学位申請書に博士論文、論文要旨、論文目録、履歴書及び学位審査料100,000円を添え、その申請する学位の種類を指定して学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の申請を受理したときは、学位を授与できる者か否かについて、その学位の種類

に応じて、当該研究科委員会の審査に付さなければならない。

### **(学位論文)**

第8条 学位論文は、1編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、学位論文の副本、訳文、模型、標本等の材料を提出させることができる。

### **(学位論文及び学位審査料の不返付)**

第9条 受理した学位論文及び学位審査料は、いかなる事由があっても返付しない。

### **(審査委員)**

第10条 研究科委員会は、第6条第4項又は第7条第2項の規定により学位論文が審査に付されたときは、当該研究科所属の専任の教授（以下「教授」という。）のうちから2人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を委嘱しなければならない。

2 研究科委員会は、必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、教授以外の本学大学院研究科教員を審査委員に委嘱することができる。

### **(学位論文の審査の協力)**

第11条 学位論文の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

### **(審査期間)**

第12条 博士論文の審査、博士の学位の授与に係る最終試験及び学力の確認は、学位論文又は学位授与の申請を受理したのち1年以内に、学位を授与できる者か否かを決定できるよう終了しなければならない。

2 後期課程に3年以上在学し、博士の学位論文を提出し受理され、論文の審査が当該年度を超えた場合は、引き続き在学するものとする。ただし、その年度の学納金は、免除する。

### **(論文審査の方法)**

第13条 第5条第2項の規定により学位の授与を申請した者についての学位論文の審査に当たっては、面接試験を行うものとする。ただし、研究科委員会が特別の理由があると認めた場合は、面接試験を行わないことができる。

2 学位論文の成績は、100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。

### **(最終試験)**

第14条 本学大学院学則第15条及び第16条による最終試験は、学位論文の審査が終わった後に学位論文を中心として、これに関連のある科目について、学位論文を審査した教員が、口述又は筆答により行うものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、研究科委員会の議を経て最終試験を行う教員を変更することができる。

2 最終試験の成績は、合格又は不合格の評語をもって表す。

### **(学力確認の方法)**

第15条 第5条第2項の規定による学力の確認は、博士論文に関連ある専攻分野の科目及び外国語について行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科委員会が特別の事由があると認めるときは、博士論文に関連ある専攻分野の科目についてのみ学力の確認を行うことができる。

### **(審査の省略)**

第16条 審査委員は、学位論文の審査の結果、不合格と判定したときは、最終試験及び学力確認を行わないものとする。

### **(審査委員の報告)**

第17条 審査委員は、審査が終了したときは、直ちにその結果を研究科委員会に報告しなければならない。

### **(研究科委員会の議決)**

第18条 研究科委員会で学位を授与できる者と議決するには、構成員（海外出張、休職その他研究科委員会がやむを得ない事情があると認めた者を除く。）の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

2 研究科委員会は、必要と認めたときは、教授以外の本学大学院研究科教員を出席させることができる。

### **(学部長の報告)**

第19条 教授会において、学士の学位を授与できる者と議決したときは、学部長はその結果を学長に報告しなければならない。

### **(研究科長の報告)**

第20条 研究科委員会において、修士又は博士の学位を授与できる者と議決したときは、研究科長

は学位論文に学位論文審査及び最終試験又は学力確認の結果の要旨等を添え、その結果を学長に報告しなければならない。

- 2 研究科委員会において、第5条第2項の規定により博士の学位の授与を申請したものに対して、学位を授与できない者と議決したときは、研究科長は博士論文の審査及び学力確認の結果の要旨を学長に報告しなければならない。

### (学位の授与)

第21条 学長は、前2条の規定による報告に基づき、学位を授与するものとする。

- 2 学長は、前条第2項の学位を授与できない旨の報告があったときは、その旨を申請した者に通知するものとする。

### (学位論文の公表)

第22条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内にその学位論文の全文を公表するものとする。ただし、学位を授与される前に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者が、やむを得ない事情のため当該論文の全文の公表ができないときは、研究科長の承認を受けて、全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、研究科長は当該論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 前2項の公表は、インターネットの利用によるものとし、本学学術情報リポジトリにおいて行う。
- 4 第1項の規定により公表する場合は当該論文に「東北学院大学審査学位論文(博士)」、第2項の規定により公表する場合は当該論文の要旨に「東北学院大学審査学位論文(博士)の要旨」と明記しなければならない。

#### (学位論文の要旨等の公表)

第23条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3か月以内にその論文の要旨及び審査の結果の要旨を公表するものとする。

- 2 前項の公表は、インターネットの利用によるものとし、本学学術情報リポジトリにおいて行う。

### (報告)

第24条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3か月以内に別記様式による学位授与報告書をもって文部科学大臣に報告するものとする。

### (学位授与の取消)

第25条 学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、学士については当該学部の教授会、修士又は博士については、当該研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、

既に授与した学位を取り消して学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

2 前項の規定による議決をするためには、当該審議機関の構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の議決を要する。

### (学位記)

第26条 学長は、学部長又は研究科長の報告により、学位の授与を決定した者に別記様式により学位記を授与する。

2 学士、修士及び第5条第1項に規定する博士の学位記を授与する時期は毎年3月又は9月とし、第5条第2項に規定する博士の学位記の日付は学位授与日とする。

### (学位の名称)

第27条 本学から学位を授与された者が学位の名称を用いる場合には、東北学院大学の名称を付記しなければならない。

### (事務)

第28条 この規程に関する事務は、学務部教務課において処理する。

### (改廃)

第29条 この規程の改廃は、教授会及び大学院委員会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

#### 附 則

この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (昭和42年4月1日)

この規程は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 (昭和44年3月31日)

この規程は、昭和44年3月31日から施行する。

附 則 (昭和44年4月1日)

この規程は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年4月1日)

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年4月1日)

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（平成元年 4 月 1 日）

この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 4 月 1 日）

この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 7 月 1 日）

この規程は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 4 月 1 日）

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 4 月 1 日）

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 4 月 1 日）

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 4 月 1 日）

この規程は、平成 9（1997）年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成10年 4 月 1 日）

この規程は、平成10（1998）年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成11年 4 月 1 日）

この規程は、平成11（1999）年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年 4 月 1 日）

- 1 本規程は、平成12（2000）年 4 月 1 日から施行する。
- 2 文学部二部英文学科及び経済学部二部経済学科は、改正後の学位規程第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、当該学部学科に学生が在学しなくなるまで存続し、改正前の規定を適用するものとする。

附 則（平成13年 4 月 1 日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成13（2001）年 4 月 1 日から施行する。  
（経済学部商学科学士（商学）の存続に関する経過措置）
- 2 経済学部商学科学士（商学）は、改正後の学位規程第 2 条第 2 項の規定にかかわらず平成13年 3 月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成14年 4 月 1 日）

- 1 この規程は、平成14（2002）年 4 月 1 日から施行する。  
（工学部機械工学科、工学部電気工学科、工学部応用物理学科、工学部土木工学科の存続に関する経過措置）
- 2 工学部機械工学科 学士（工学）、工学部電気工学科 学士（工学）、工学部応用物理学科 学士（工学）、工学部土木工学科 学士（工学）は、改正後の学位規程第 2 条第 2 項の規定にかか

ならず、平成14年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 平成13年度以前に経済学研究科経済学専攻博士前期課程に入学した者については、規程第2条第3項の規定にかかわらず従前のおりとする。

附 則（平成16年4月1日）

この規程は、平成16（2004）年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

この規程は、平成18（2006）年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21（2009）年4月1日から施行する。

（経済学部経営学科の存続に関する経過措置）

- 2 経済学部経営学科学士（経営学）は、改正後の学位規程第2条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 平成20年度以前に経済学研究科経営学専攻修士課程に入学した者については、規程第2条第3項の規定にかかわらず従前のおりとする。

附 則（平成23年4月1日）

- 1 この規程は、平成23（2011）年4月1日から施行する。

（文学部キリスト教学科の存続に関する経過措置）

- 2 文学部キリスト教学科 学士（文学）は、改正後の学位規程第2条第2項の規定にかかわらず、平成23年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成25年12月18日改正第27号）

この規程は、平成25（2013）年12月18日から施行し、平成25（2013）年4月1日から適用する。

附 則（平成27年9月30日改正第85号）

この規程は、平成27（2015）年9月30日から施行する。

附 則（平成28年3月23日改正第75号）

この規程は、平成28（2016）年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月11日改正第7号）

- 1 この規程は、平成29（2017）年4月1日から施行する。

（工学部電気情報工学科及び工学部電子工学科の存続に関する経過措置）

- 2 工学部電気情報工学科 学士（工学）及び工学部電子工学科 学士（工学）は、改正後の学位規程第2条第2項の規定にかかわらず、平成29年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成30年3月14日改正第30号）

この規程は、平成30（2018）年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日改正第45号）

この規程は、2020年3月25日から施行し、2019年7月1日から適用する。

附 則（令和5年3月8日改正第60号）

1 この規程は、2023年4月1日から施行する。

2 経済学部共生社会経済学科 学士（経済学）、工学部情報基盤工学科 学士（工学）、教養学部人間科学科 学士（教養学）、教養学部言語科学科 学士（教養学）、教養学部情報科学科 学士（教養学）及び教養学部地域構想学科 学士（教養学）は、第2条第2項の規定にかかわらず、2023年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（令和6年3月13日改正第47号）

この規程は、2024年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月19日改正第24号）

この規程は、2025年4月1日から施行する。

割  
印

第 号

卒業証書・学位記

氏 名  
年 月 日生

本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め  
学士（〇〇）の学位を授与する

年 月 日

東北学院大学 氏 名 印  
〇〇学部長

東北学院大学長 氏 名 印

1 学位記の様式  
〔1〕学士

割  
印

学 位 記

本籍（都道府県名）  
氏 名  
年 月 日生

本学大学院〇〇〇〇研究科〇〇〇専攻の博士  
課程前期二年の課程（修士課程）を修了し  
たことを認め修士（〇〇）の学位を授与する

年 月 日

東北学院大学大学院 氏 名 印  
〇〇〇〇研究科長

東北学院大学長 氏 名 印

第 号

〔2〕修士

〔3〕博士

(イ) 第五条第一項の規定により授与する学位記

### 学位記

本籍（都道府県名）

氏名

年月日生

本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を修了したことを認め博士（○○）の学位を授与する

年月日

東北学院大学大学院  
○○○研究科長 氏名印

東北学院大学長 氏名印

割印

甲第号

(ロ)

### 学位記

本籍（都道府県名）

氏名

年月日生

本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程後期課程において所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認め博士（○○）の学位を授与する

年月日

東北学院大学大学院  
○○○研究科長 氏名印

東北学院大学長 氏名印

割印

甲第号

(ハ) 第五条第二項の規定により授与する学位記

## 学位記

本籍(都道府県名)

氏名

年月日生

本学にて学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したことを認め博士(〇〇)の学位を授与する

年月日

東北学院大学大学院  
〇〇〇研究科長 氏名印

東北学院大学長 氏名印

割印

乙第号

## 2. 学位申請関係書類

### [1] 学位申請書

#### (イ) 課程博士

博 士 論 文 審 査 願			
	年	月	日
東北学院大学長			
殿			
	氏	名	印
本学学位規程第6条の規定により博士論文に論文要旨、論文目録及び履歴書を添え、 博士（〇〇〇）の学位授与の審査をお願いいたします。			

備考 博士論文審査願は1通、論文は正副あわせて4通（参考論文についても同じ。）、論文要旨（4,000字以内）4通、論文目録1通、履歴書1通を提出すること。

#### (ロ) 論文博士

学 位 申 請 書			
	年	月	日
東北学院大学長殿			
	氏	名	印
貴学学位規程第7条の規定により、博士論文に論文要旨、論文目録、履歴書及び 学位審査料                      円を添え博士（〇〇）の学位の授与を申請いたします。			
	年	月	日
学位申請者			
	氏	名	印

備考 学位申請書は1通、論文は正副あわせて4通（参考論文についても同じ。）、論文要旨（4,000字以内）4通、論文目録1通、履歴書1通を提出すること。

## 論 文 目 録

### 論 文

- 1 題 目
- 2 印刷公表の方法及び時期
- 3 冊 数

### 参考論文

- 1 題 目
- 2 印刷公表の方法及び時期
- 3 冊 数

年 月 日

学位申請者

氏 名 印

備考 論文題目が外国語の場合は、和訳を付し、参考論文が2種類以上あるときは列記すること。論文が印刷公表されていないときは、公表の予定を記載すること。

[3] 履歴書

履 歴 書

氏 名

生 年 月 日

本 籍

現 住 所

学 歴

年 月 日

年 月 日

職 歴

年 月 日

年 月 日

研 究 歴

年 月 日

年 月 日

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名 印

備考 (1) 学歴は、旧制中学又は新制高等学校卒業以後の履歴書について年次を追って記載する。

(2) 本学大学院博士課程所定の単位を修得した者は、その成績証明書を添付する。

### 3. 学位（博士）授与報告書

## 学位（博士）授与報告書

東北学院大学大学院

甲 第 号 乙	博士の専攻 分野の名称	博士の学位を授与された者			博士課程の修了等の状況			博士論文名	授 与 日 年 月 日	博士論文 受 理 日 年 月 日	論文審査 了 終 年 月 日
		氏 名 <small>(ふりがな)</small>	性別	生年月日	本 籍	大学院名	研 究 科 (専攻)名				
甲 第 号 乙	博士（ ）				都 道 府 県						
甲 第 号 乙	博士（ ）				都 道 府 県						
甲 第 号 乙	博士（ ）				都 道 府 県						
甲 第 号 乙	博士（ ）				都 道 府 県						
甲 第 号 乙	博士（ ）				都 道 府 県						
甲 第 号 乙	博士（ ）				都 道 府 県						

(記入上の注意)

1. 報告番号は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）により授与された博士の一連番号とし、この規程第5条第1項によるものについては「甲〇〇号」、同条第2項によるものについては「乙第〇〇号」とする。
2. 博士の学位を授与された者が日本国籍以外の国籍を有する場合には、本籍に代えて当該国籍を記入する。
3. 博士論文の題名が外国語で表示されている場合には、日本語を（ ）を付して記入する。
4. この報告書は、この規程第24条に定める期間内に、該当する者をまとめて、随時に一覧表の形で提出する。